

社会福祉法人ふじみ野市社会福祉協議会役員等費用弁償規程

平成 2 1 年 4 月 1 日

ふじ社協規程第 1 5 号

改正 平成 22 年 1 月 14 日 ふじ社協規程第 32 号 令和 7 年 5 月 12 日 ふじ社協規程第 268 号

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人ふじみ野市社会福祉協議会の役員等に対する費用弁償及びその支給について定めるものとする。

(役員等)

第 2 条 前条に規定する役員等とは、次に掲げる者をいう。

(1) 理事・監事

(2) 評議員

(3) 支部長（支部長に事故あるときは副支部長 1 名、以下「支部長」という。）

(4) 各種委員会委員

(5) その他、社会福祉法人ふじみ野市社会福祉協議会会長（以下「市社協会長」という。）が必要と認めた者

(支給)

第 3 条 役員等が職務のため旅行したときは、その費用弁償として旅費を支給する。

2 旅費の支給については、職員の例による。

(費用弁償)

第 4 条 役員等が正副会長及び常務理事会議、理事会、評議員会、支部長会、監査会、その他の委員会に出席したときに支給する費用弁償は、1 回につき 2, 0 0 0 円とする。

(委任)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は市社協会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成 21 年 10 月 26 日から適用する。

附 則（令和 7 年 5 月 12 日ふじ社協第 268 号）

この規程は、公布から施行し、令和 7 年度定時評議員会終結時から適用する。